

監事監査報告書

平成 26 年 5 月 15 日

学校法人松山大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 松山大学

監事 金村 毅 

監事 新田 孝志 

監事 島本 武 

私ども監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人松山大学寄附行為第 15 条の定めに基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度の常務理事会及び理事会の職務の執行に関して、各監事の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監事会は、監査の方針を定め各監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、常務理事及び会計監査人からその職務の執行状況について報告をうけ必要に応じて説明を求めました。また、常務理事会及び評議員会の会議に出席し業務の報告を聴取しながら監事として適切な意見を述べました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに会計監査人から必要に応じて説明を求めました。また、当概年度に係る計算書類すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細書を含む。)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 常務理事会・理事会及び評議員会は、法令及び寄附行為に従い正しく行われていると認めます。
- ② 常務理事の職務の執行に関する不正の行為等重大な事実は認められません。
- ③ 各部署は、事業計画に基づき適正に実施されており指摘すべき事項は認められません。
- ④ 法人及び各部署ともに、内部統制についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細表の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上